

学校給食危機管理マニュアル



令和7年9月
富里市教育委員会
酒々井町教育委員会

はじめに

富里市では、教育振興基本計画において、安全においしく楽しむ食育の推進として、計画的・継続的に食に関する指導を進めるとともに、学校給食の食材として地場産物を活用することにより、地域の自然や郷土の食文化に対する子どもたちの理解を深め、生産や調理に携わる方々への感謝の心を育むこととしています。

また、酒々井町教育振興基本計画においても、安全・安心で安定した学校給食の提供を掲げるとともに、学校給食を通じた食育の指導・充実を図り、さらに、地場産物の活用を進めることとしています。

現在、富里市では共同調理場方式（センター方式）により、富里市立小学校7校、中学校3校、幼稚園2園、酒々井町立小学校2校、中学校1校の園児・児童・生徒に安全、安心な給食を提供しています。

学校給食は、献立の作成から食材の選定、検収、調理、盛付、配送、配膳及び園児・児童・生徒の喫食まで、安全、安心であることが求められることから、学校給食に携わる全ての人が意識を高く持ち、連携して取り組まなければなりません。

このため、衛生管理の徹底と学校給食に携わる関係者の意識向上、事故防止対策及び事故発生時の迅速な対応を目的とし、食中毒及び異物混入の防止、発生時の対応や自然災害発生時の対応を総合的に捉えるものとして「学校給食における危機管理マニュアル」を策定します。

富里市教育委員会

酒々井町教育委員会

《 目 次 》

1	対応原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	衛生管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	異物混入への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	食中毒への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
5	食物アレルギーへの対応・・・・・・・・・・・・・・・・	1 6
6	自然災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2

資料編

①	給食事故報告書（速報）〔様式1〕	2 3
②	給食事故報告書〔様式2〕	2 4
③	緊急事案発生時の初期対応（「パブリシティの手引」より）	2 5
④	学校給食関係機関連絡先一覧	2 7

1 対応原則

1 原則

- ① 本マニュアルは、富里市、酒々井町共通の運用を前提として作成したものである。
- ② 本マニュアルに記載の「教育委員会」は、富里市立幼稚園、小学校、中学校においては「富里市教育委員会」、酒々井町立小学校、中学校においては「酒々井町教育委員会」として扱う。
- ③ 本マニュアルに記載の「学校教育課」は、富里市立幼稚園、小学校、中学校においては「富里市学校教育課」、酒々井町立小学校、中学校においては「酒々井町学校教育課」として扱う。
- ④ 緊急時案発生時には、事案の重大性に関わらず、富里市教育委員会、酒々井町教育委員会が相互に連絡を取り合い対処するものとする。

2 改訂

本マニュアルを改訂する場合は、富里市、酒々井町による協議の上、改訂するものとする。

2 衛生管理体制

1 衛生管理の根拠

学校給食における衛生管理の徹底については、文部科学省が定める「学校給食衛生管理基準」及び厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」等で規定されているほか、「富里市学校給食センター調理等業務仕様書」により調理等を行う。

2 給食業務従事者としての心構え

栄養士、調理員等をはじめとする学校給食の調理・配送・配膳等の業務従事者は、常に健康な状態で業務に従事できるよう、日頃から健康管理を十分に行う必要がある。

本人または家族等に下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の食中毒または感染症の疑いがある症状を呈した場合は、速やかに医師の診察を受け、その検査結果・診断を基に業務に従事するか判断することが重要である。

また、日常の私生活においても、ノロウイルス、O-157、サルモネラ、カンピロバクター等の要因となりえる非加熱または不十分な加熱しかされていない牡蠣、ホタテ等のいわゆる二枚貝、肉類、生卵等の摂取に際して注意を払うなど、自己管理（自己防衛）に努めること。

3 異物混入への対応

1 異物の定義

異物は生産、貯蔵、流通の過程で不都合な環境や扱い方によって、食品中に侵入又は混入したあらゆる有形外来物をいう。

ただし、高倍率の顕微鏡を用いなければ、その存在が確認できない程度の微細なものは対象としない。

【厚生労働省監修「食品衛生検査指針」より】

2 異物の分類

異 物	分 類		具体的な物質
危険異物	分類Ⅰ	喫食することにより、生命に深刻な影響を与える異物	金属片、針金、ガラス片、プラスチック片、薬品類等
	分類Ⅱ	喫食することにより、健康への影響が大きいと思われる異物	衛生害虫(ゴキブリ、ハエ等)、ネズミの糞、製造過程での不適切な取扱いによる異常な変色や異臭・カビ等
非危険異物	分類Ⅲ	異物自体は不快であり、衛生的ではないが、健康への影響が少ないと思われる異物	毛髪、繊維、ビニール片、植物の皮や殻、衛生害虫以外の虫等
原料由来物	分類Ⅳ	原料に由来する物質であるが、喫食した場合、健康への影響があると思われる異物	肉魚の鋭利な骨等

※原則として、原料そのものに由来する物質(魚の骨、野菜の皮)、食品の変色部分等は「異物」に含まない。ただし、形状や大きさによっては「異物」と同様に扱うものとする。

※異物の判断が困難な場合は、学校給食センターに確認する。

3 異物混入防止対策

(1) 納入業者の対応

○納入業者は、保有する施設・設備の衛生管理、車両の清潔保持を徹底し、納入物資に異物が混入しないように努める。

○納入業者は、納品方法について、学校給食センター所長、栄養士又は給食調理員の指示に従う。

(2) 給食施設の対応

ア 施設・設備の管理

○調理場内には関係者以外の立ち入りを禁止する。また、入場を許可された者が立ち入る場合は、定められた白衣、帽子、履物を着用させる。

○調理場内は常に整理整頓を行い、定期的に床・扉・窓等の汚れや破損の有無について確認する。

○調理器具は調理開始前、調理中及び調理終了後に点検を実施し、部品の脱落や刃こぼれ等の確認をする。

イ 調理従業者

○調理員は調理場に入る際は粘着ローラーなどを使用し、毛髪やゴミなどの除去を行う。

○調理員は調理に必要なもの以外は、調理場に持ち込まない。

○調理員相互で点検確認の励行に努める。

ウ 食材の検収・保管

○検収時に虫等が混入しないように細心の注意を払う。また、異常を発見した場合は、納入業者と速やかに代替え食材について協議する。

○検収は検収担当者が立ち会い、品名・納品時間・数量・重量・表示・産地・異物混入の有無・鮮度・梱包状態・品温・製造年月日又は品質保持期限を確認し、検収表に記録する。

エ 調理過程

○下処理及び全ての調理工程で、複数の調理員による目視点検を徹底し、異物混入がないか細心の注意を払う。

○使い捨て手袋は破れやすいため、使用前、使用中及び使用後に破損がないか確認する。

③ 配送の対策

- 配送員は、学校給食センターから各学校等までの安全・衛生管理の徹底に努める。
- 配送員は、専用の白衣・帽子・靴を着用する。また、使い捨てマスク・手袋も着用する。
- 配送車内に、汚れや異物の付着等がないか確認する。

④ 学校（園）の対策

ア 食材の検収・保管について

- 納入業者から直接学校に納品される食品(パン・牛乳・デザート等)の検収を行い、品質や異物混入等について点検し、記録する。
- 検収時に異常が確認された場合は、学校給食センターに連絡し返品・交換等をする。
- 配膳室では衛生管理に努めるとともに、整理整頓を心がけ、不要なものを置かない。
- 配膳員が不在になる時は、必ず施錠する。

イ 配膳員について

- 配膳員は、専用の白衣・帽子・靴を着用する。また、使い捨てマスク・手袋も着用する。

ウ 検食について

- 校（園）長等は、園児・児童・生徒の喫食開始時間の30分前までに検食を行い、検食簿に記録する。
- 校（園）長等は、異物等を確認した場合、学校給食センターに報告し、給食の喫食または提供中止の判断を仰ぐ。

エ 児童・生徒の配膳について

- 配膳においては、学級担任等の指導のもと、給食に異物が混入しないように十分注意する。
- 給食当番は、給食着・帽子・マスクを着用し、配食の過程で異物が混入しないよう十分注意するとともに、教職員も衛生管理に努める。

4 異物混入発生時の対応

(i) 学校（園）で異物混入が発生した場合

ア 危険異物の場合(分類Ⅰ及びⅡ)

○学校（園）の対応

- ① 危険異物の混入及び混入の可能性がある場合、校（園）長は学校（園）全体の該当する献立の提供を即時中止する。
- ② 速やかに学校給食センター及び学校教育課に電話で報告をするとともに、「給食事故報告書（速報）〔様式1〕」をFAXで送信する。
- ③ 園児・児童・生徒の安全確認を行うとともに、他のクラスに同様の事例がないか、また、学校（園）での混入の可能性についても確認する。
- ④ 被害園児・児童・生徒がいる場合、学校医等に連絡し処置について指示を受け、状況に応じて病院に搬送する。また、保護者へ連絡する。
- ⑤ 危険異物が入っていた食缶・食器は、学校給食センターが取りに行くまで現状のまま保存する。
- ⑥ 保護者へ学校給食センターからのおわび文書の配布をする。
- ⑦ 学校（園）に原因があった場合は、原因を究明し、再発防止に努める。
- ⑧ 「給食事故報告書〔様式2〕」を学校給食センター及び学校教育課宛てにFAXまたはメールで送信する。

○学校給食センターの対応

- ① 異物の内容を的確に聞き取る。
- ② 学校（園）へ職員を派遣し、校（園）長の報告の下、園児・児童・生徒の安全確認及び異物の確保、原因究明を行う。

被害園児・児童・生徒が病院へ救急搬送された場合は、病院に見舞いに行く。
- ③ 他の学校（園）に同様の事案がないか確認し、複数校（園）に及ぶと学校給食センター所長が判断した場合は、提供中止や喫食中止の連絡をする。
- ④ 危険異物の混入が学校（園）内なのか学校給食センターなのか、原因究明に努める。
- ⑤ 調理場で考えられる混入の要因に応じて原因究明に努め、納入業者及び製造業者に調査を依頼した

場合は、報告書の提出を求める。

- ⑥ 保護者宛ておわび文書を作成し、学校（園）に送付する。
- ⑦ 関係機関へ報告する。（北総教育事務所等）
- ⑧ 報道機関等への事故の公表については、広報担当部局と協議し決定する。
- ⑨ 原因を究明し、再発防止に努める。

イ 非危険異物及び原料由来物の場合(分類Ⅲ及び分類Ⅳ)

※大量混入等、園児・児童・生徒の身体・生命への影響がある、または、影響の恐れがあると判断される場合は危険異物と同様に対応する。

○学校（園）の対応

- ① 非危険異物については、不快であり衛生的ではないが健康への影響が少ないと思われることから、その異物を除去し安全を確認の上、給食を提供する。異物は廃棄せず、学校給食センターの配送車で回収させる。
- ② 他のクラスに同様の事案がないか、また、学校（園）での混入の可能性について検討する。
- ③ 学校給食センターへ電話で報告をする。
- ④ 学校（園）に原因があった場合は、原因を究明し、再発防止に努める。

○学校給食センターの対応

- ① 異物を確認し、原因を究明する。
- ② 調理場で考えられる混入の要因に応じて原因究明に努め、食材納入業者及び製造業者に調査を依頼した場合は、報告書の提出を求める。
- ③ 保護者へのおわび文書の配布を検討する。
- ④ 原因を究明し、再発防止に努める。

(2) 学校給食センターで異物混入が発生した場合

ア 危険異物の場合(分類Ⅰ及びⅡ)

○調理員の対応

- ① 調理を中止し、栄養士等に異物発見の報告をする。
- ② 指示があるまで異物混入の可能性のある献立の調理を中止し、原因の究明を図る。

○栄養士等の対応

- ① 原因の究明を指示し、学校給食センター所長へ報告し、その後の対応を協議する。(交換食材による調理、献立の変更や中止など)
- ② 受配校(園)へ連絡する。(献立変更や中止の可能性、配送時間など)
- ③ 献立が変更された場合は保護者への説明文書を作成する。
- ④ 調理場全職員で原因を究明し、再発防止に努める。

○学校給食センター所長の対応

- ① 混入した異物及び調理場の確認をする。
- ② 原因の究明を指示するとともに、栄養士とその後の対応を協議し、決定する。(交換食材による調理、献立の変更や中止など)
- ③ 保護者への説明文を確認する。

○教育委員会の対応

- ① 学校給食センターからの報告に沿って状況を確認する。
- ② 学校給食センターと協力し、受配校(園)へ連絡する。(交換食材による調理、献立の変更や中止)
- ③ 学校給食における異物混入等の事故発生について、北総教育事務所へ報告する。
- ④ 報道機関等への事故の公表については、広報担当部局と協議し決定する。

イ 非危険異物及び原料由来物の場合(分類Ⅲ及び分類Ⅳ)

※大量混入等、園児・児童・生徒の身体・生命への影響がある、または、影響の恐れがあると判断される場合は危険異物と同様に対応する。

○調理員の対応

- ① 栄養士等に報告する。
- ② 異物を取り除けるかどうかを検討し、その後、指示があるまで原因の究明を図る。

○栄養士等の対応

- ① 異物を取り除ける場合は、取り除いて使用するよう指示する。取り除けない場合は、交換食材による調理や献立の変更を指示する。
- ② 学校給食センター所長に報告し、原因の究明を指示し、その後の対応を協議する。

- ③ 状況に応じて受配校（園）へ連絡する。（献立の変更や中止の可能性）
- ④ 混入の原因究明に努め、納入業者及び製造業者に調査を依頼した場合は、報告書の提出を求める。
- ⑤ 再発防止に努める。

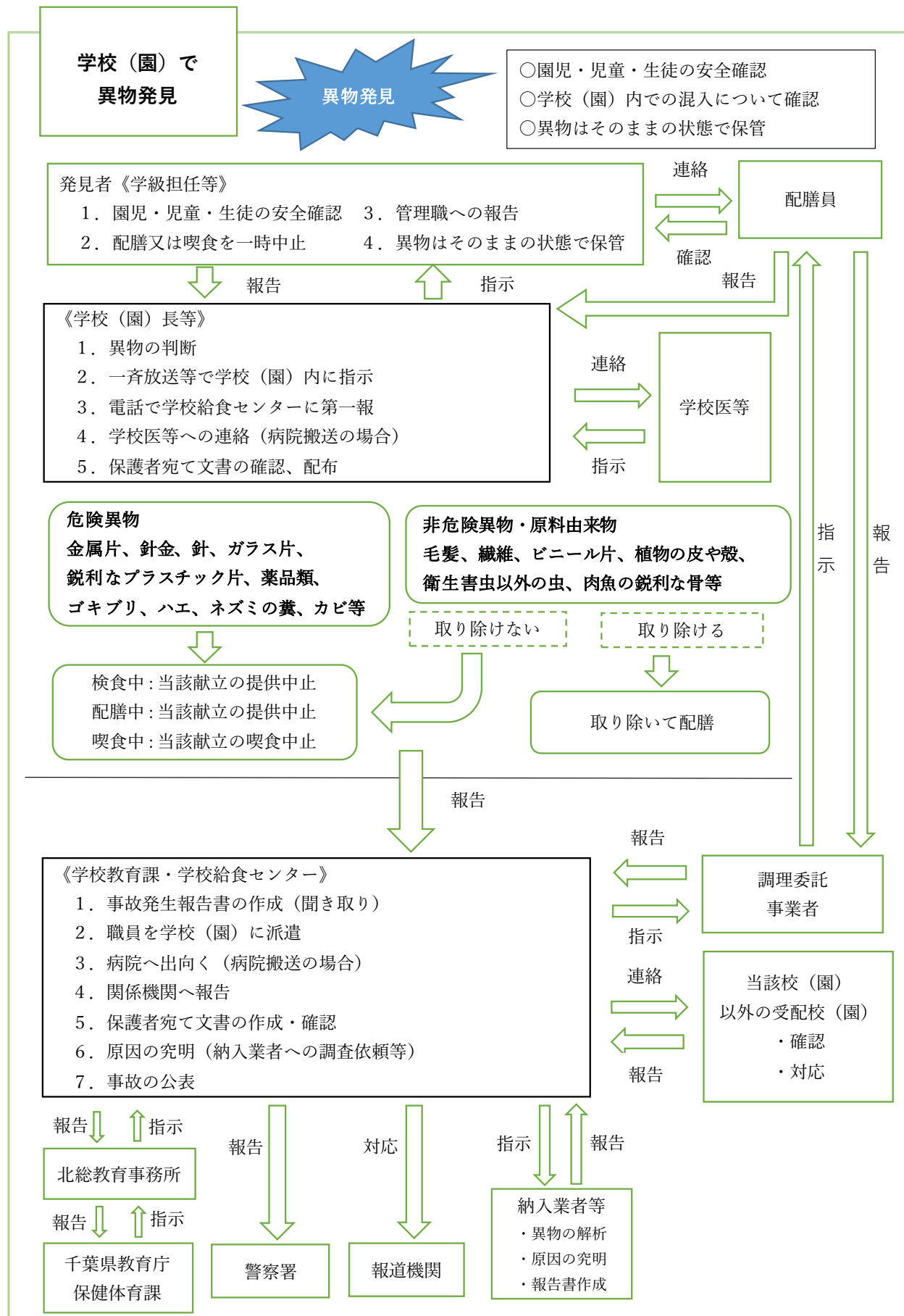
○学校給食センター所長の対応

今後の対応を協議し指示する。

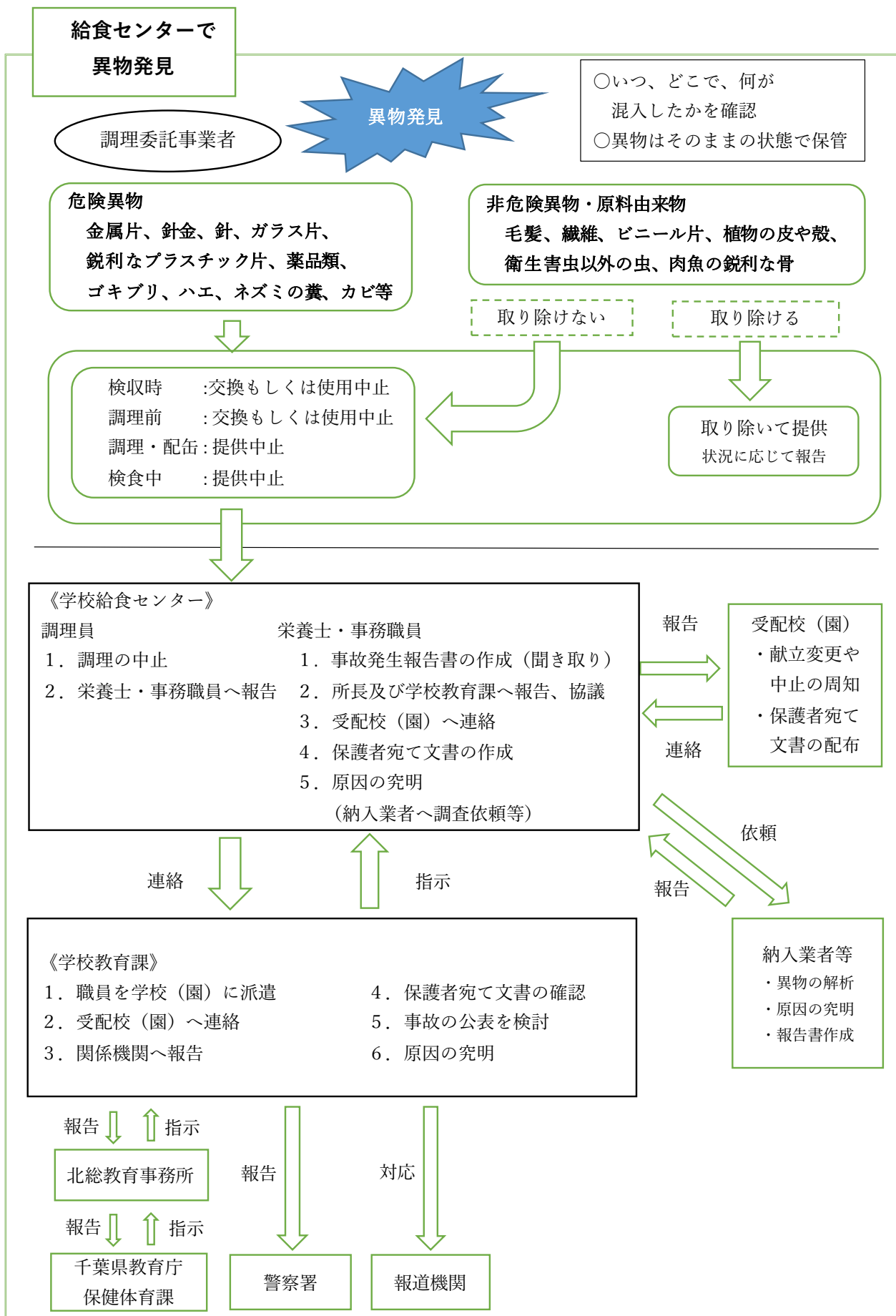
○教育委員会の対応

学校給食センターからの報告から、状況により受配校（園）に連絡をする。（献立変更や中止の可能性、
配送時間など）

異物混入時連絡体制①



異物混入時連絡体制②



4 食中毒への対応

1 食中毒の的確な把握

欠席者の欠席理由や異常を訴えた園児・児童・生徒の症状に、腹痛・発熱・嘔吐・下痢が共通にみられるなど、食中毒の疑いがあるときは、直ちに学校医、教育委員会に連絡し、患者の措置に万全を期すとともに、次に示す基本的状況について把握する。把握した内容については、給食事故報告書（速報）〔様式1〕、給食事故報告書〔様式2〕にて教育委員会及び学校給食センターへ送信する。

- ① 発症者の特定と人数(学年別、学級別、男女別)
- ② 症状の内容(腹痛・発熱・嘔吐・下痢)
- ③ 発症した日時と場所
- ④ 学校（園）、学年、学級、地域等で行われた行事の有無
- ⑤ 医療機関への受診の有無

2 連絡体制（P15 参照）

- ① 学校(校（園）長) ⇒ 教育委員会(学校教育課)、学校医
- ② 教育委員会 ⇒ 学校給食センター、市（町）教育委員会
- ③ 教育委員会 ⇒ 印旛健康福祉センター（印旛保健所）
- ④ 教育長 ⇒ 市（町）長、副市（町）長
- ⑤ 教育委員会 ⇒ 議会事務局 → 議長
- ⑥ 教育委員会 ⇒ 教育委員
- ⑦ 教育委員会 ⇒ 広報担当部局等関係各課
- ⑧ 教育委員会 ⇒ 北総教育事務所 → 県保健体育課

3 学校（園）の対応

(I) 園児・児童・生徒への対応

- ① 全員の健康観察
- ② 印旛保健所の検便、喫食調査等への協力
- ③ 学校医・印旛保健所・教育委員会と連携しながら、健康診断、出席停止、消毒その他の措置について協議

議

(2) 保護者への対応

① 情報提供と依頼

- ア 正確な発生状況、食中毒についての正しい知識、園児・児童・生徒及び家族の健康管理の注意事項、今後の対策について、随時文書で周知する。その際、プライバシー等人権の侵害がないように配慮する。
- イ 園児・児童・生徒の健康状態に不安がある場合は、直ちに申し出るよう依頼する。
- ウ 印旛保健所等の指示により検便、消毒、健康調査等を実施する場合は、その趣旨や実施方法を説明し、協力を依頼する。

② 質問等への回答

保護者からの質問等については、窓口を一本化し回答する。

③ 発症園児・児童・生徒の保護者への対応

面会するなどし、今後の登校（園）の可否については、医師の判断を基に相談する。

4 給食センターの対応

学校給食センターは、印旛保健所の検査に協力するため、次のとおり体制を整備する。

また、原因が特定されるまでは学校給食センターの給食を中止する。

- ① 調理員、学校給食センター職員等の健康状態の確認
- ② 下処理室、調理室などの現状維持
- ③ 調理員、配送員等関係者の検便の実施(食材等納入業者も含む。)
- ④ 調査機関への保存食の提供
- ⑤ 献立表、食材一覧表、各種業務点検表など資料の提供

5 教育委員会の対応

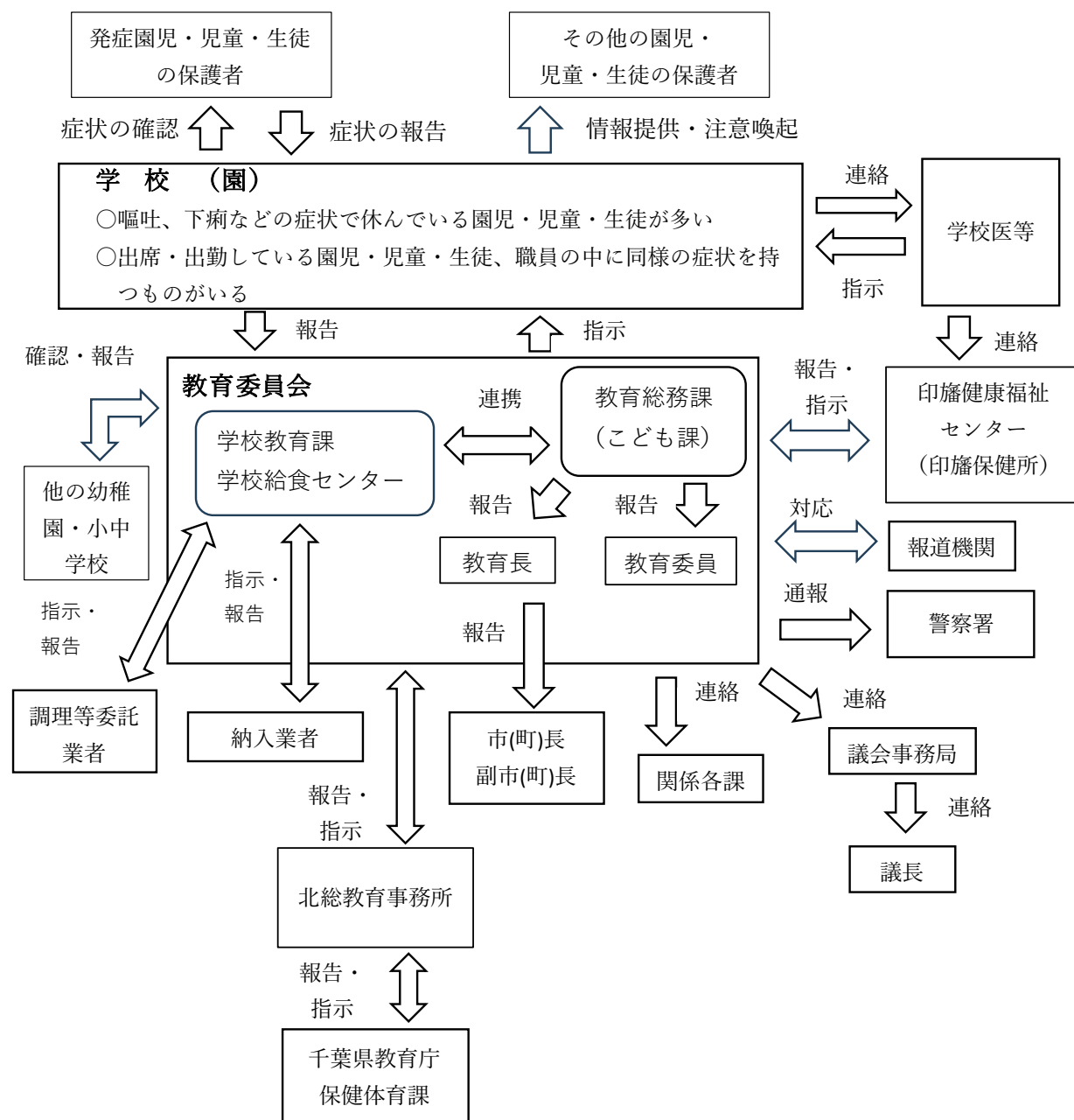
教育委員会は、発生の状況等を正確かつ迅速に把握し、学校（園）に助言・指示を行う。また、医療機関や北総教育事務所など、関係機関との連携を図る。

6 報道機関への対応

学校給食が原因と特定された場合は、窓口を一本化し、教育委員会に対応する。対応に当たっては、広報担当部局と協議する。

また、富里市教育委員会と酒々井町教育委員会は、情報共有の徹底を図るとともに、相互に連携し対応する。

食中毒発生時（疑い）連絡体制



5 食物アレルギーへの対応

1 食物アレルギーについて

(1) 食物アレルギーの定義

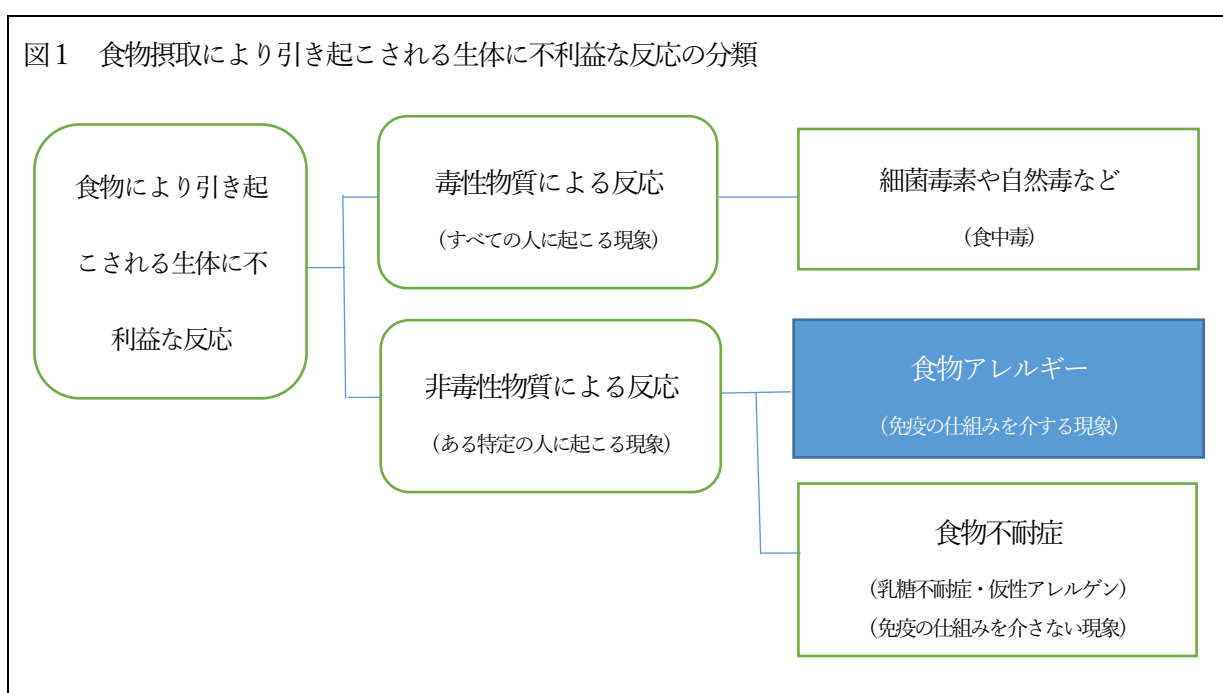
食物アレルギーとは、原因となる食物を摂取した後にアレルギーの仕組みによって体に不利益な症状が引き起こされる現象をいう。ただし以下のものは除く。

◇食中毒 食品に含まれる毒素による反応

◇乳糖不耐症 体質的に乳糖を分解できずに下痢を起こす

◇仮性アレルゲン 食品に含まれる化学物質が原因で起こる反応

図1 食物摂取により引き起こされる生体に不利益な反応の分類



出典：日本学校保健会アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編

(2) 食物アレルギーのタイプ

① 即時型・非即時型・アナフィラキシー

食物アレルギーは、食物を摂取して2時間以内に症状が起こる「即時型」と数時間以上経ってから起きる「非即時型(あるいは遅発型、遅延型)」の大きく2つに分けられる。食物アレルギーの多くは前者の「即時型」のタイプである。また、両方の反応をあわせもつ場合もある。

アレルギー症状が皮膚症状にとどまらず、呼吸器や消化器などの複数の臓器に強い症状が急激に現れることをアナフィラキシーと呼ぶ。さらに血圧低下や意識障害を伴う症状は、「アナフィラキシーショック」

といわれ、生命の危険を伴う場合もある。アナフィラキシーが原因で心停止に至った例の心停止までの平均時間は、薬物5分、蜂毒15分、食物では30分といわれている。(アナフィラキシーがすべて心停止に至るわけではない。)

※原因物質の吸入・接触によっても症状が出ることもある。(主な食品:ピーナッツ、そば等)具体例として、小麦粘土を使った活動や牛乳パックのリサイクル活動、豆まき、そば打ち体験など。

② 口腔アレルギー症候群

花粉症の人が果物(キウイ、バナナ、リンゴ、モモ、メロンなど)を食べるとその直後(5分以内)から、口が腫れる、ひりひりする、かゆくなるなどの症状が起こる。口やのどの症状で終わってしまうことがほとんどだが、全身症状に至ることもまれにある。

③ 食物依存性運動誘発

原因物質(小麦や甲殻類が多い)を摂取した後、4時間以内に運動するとじんま疹、皮膚の赤み(紅潮)、息苦しさ、アナフィラキシーなどの症状があらわれる、学童期後半以降から成人にみられる。

2 食物アレルギー対応の基本的考え

- (1) 医師の診断・検査により「食物アレルギー」と診断されていること
- (2) 医師から特定の食物に対して対応の指示があること
- (3) 家庭でも原因物質の除去を行っていること
- (4) 原則として1年に1回は受診し、評価を受けていること

学校(園)において食物アレルギーのある園児・児童・生徒への対応を理解し推進するに当たっては、まず、食物アレルギーやアナフィラキシーに関して正しい知識を持つことが前提であり、食物アレルギー(特にアナフィラキシー)の対応は、原因となっている食品を除去することが基本である。

そこで、本市(町)における食物アレルギーのある園児・児童・生徒の対応として、以下のことを今後の対応の基軸として取り組んでいきたい。

- ① 全教職員等への食物アレルギーやアナフィラキシーに関する正しい知識の普及
- ② 全教職員による食物アレルギー対策についての共通理解の徹底
- ③ 園児・児童・生徒へ発達段階に応じた食物アレルギーについての指導

- ④ 食物アレルギーのある園児・児童・生徒を把握し、学校生活管理指導表を作成

3 学校給食での対応の流れ

(1) 食物アレルギーのある園児・児童・生徒を把握

① 新入園児・小学校新1年生について（10月・11月）

- ・入園申込み時、入園説明会、就学時健康診断等の機会にアレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促し、必要に応じて「学校生活管理指導表」を配布する。
- ・就学時健康診断票に食物アレルギーについて記載のあった児童に「学校生活管理指導表」を配布する。
- ・保健調査票の食物アレルギーの項目に記載のあった園児・児童に「学校生活管理指導表」を配布する。

② 在園児・在校生

- ・保健調査票等を通じて、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。
- ・保健調査票の食物アレルギーの項目に記載のあった園児・児童・生徒に「学校生活管理指導表」を配布する。

「学校生活管理指導表」を初めて提出する保護者に対して、各学校（園）管理職や養護教諭による面談を実施し、当該園児・児童・生徒の病態や希望内容を確認する。

(2) 学校給食での対応

対応1 食物アレルギー対応のため、牛乳を停止する。

対応2 食物アレルギー対応のため、詳細な献立表を配布する。

- ・食物アレルギーのある園児・児童・生徒の家庭、担任等に使用する食材がわかる詳細な献立表を配布する。詳細な献立表の1部を家庭、1部を教室、1部を職員室に保管する。
- ・食物アレルギーのある園児・児童・生徒が除去する食品を把握し自己除去できるよう保護者に協力を求める。（保護者に詳細な献立表に除去する食品をチェックしてもらう。）
- ・担任等も除去する食品を正しく把握して、補助する。

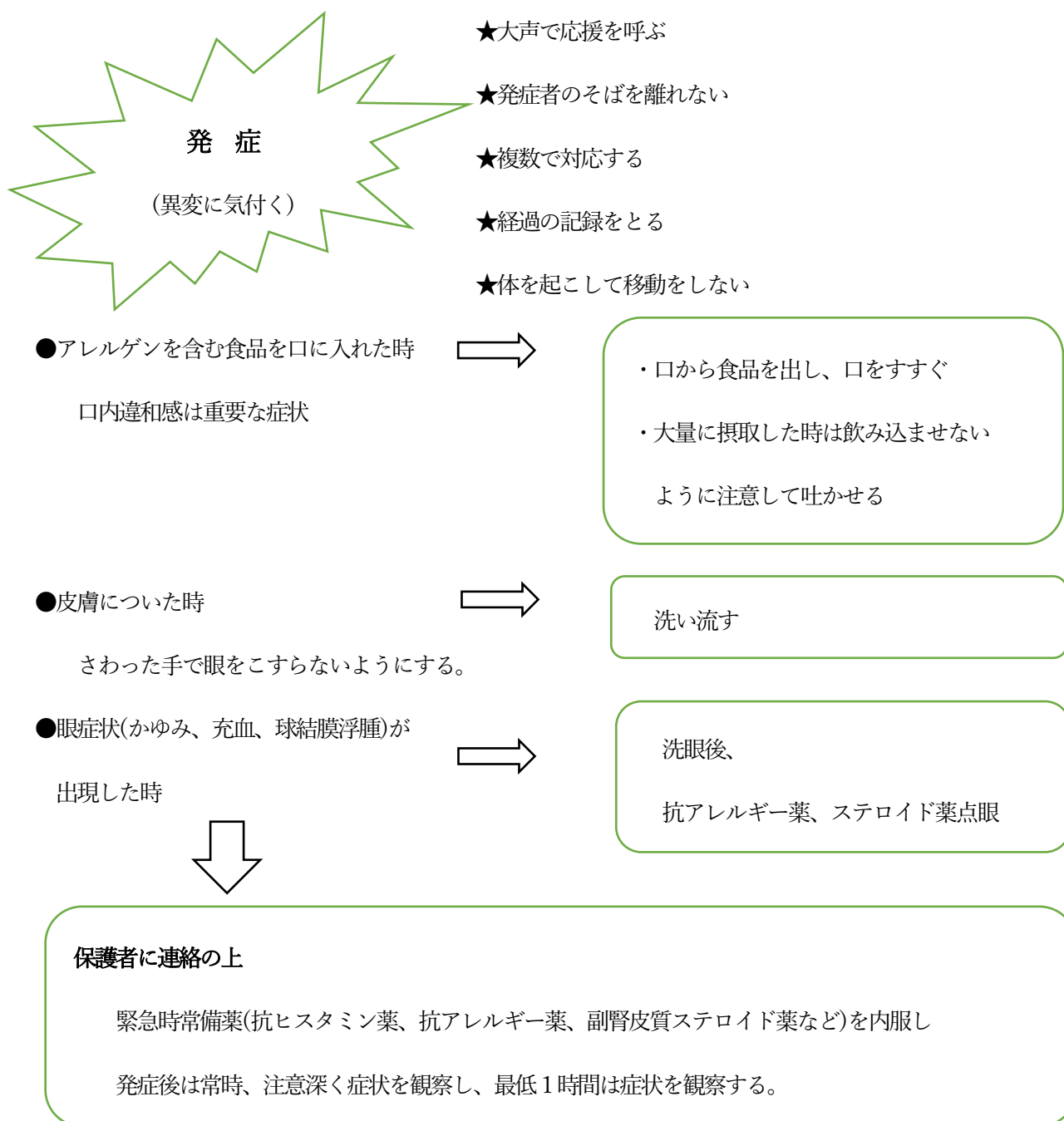
対応3 食物アレルギー対応のため、弁当を持参する。

- ・持参した弁当は安全かつ衛生的に保管する。

(3) 学校（園）での携帯薬の対応

- ・医師の指示書や診断書の確認
- ・投薬方法の確認
- ・保管方法の確認
- ・併用禁忌等の薬剤の安全性情報の確認

4 発生時の対応



アナフィラキシーの可能性「有」 (アナフィラキシーから心停止までの平均時間30分)

救急車要請

1. 皮膚・粘膜症状が拡大傾向にある時
2. 咳(せき)、声が出にくい、呼吸困難、
嗚咽、傾眠、意識障害、嘔吐、腹痛などの皮
膚・粘膜以外の症状が出現した時



エピペン投与(本人が携帯している場合)



- ・気道の確保
- ・ショック体位をとる
- 自発呼吸がない場合
 - ・胸骨圧迫
 - ・人工呼吸
 - ・AEDの使用



医 療 機 関 受 診

30分以内に症状の
改善傾向が見られるとき



そのまま様子を観察
運動はさせない



保護者を呼び、必ず医療機関を
受診するように勧める
(1人で帰宅させない)

救急車要請の目安

- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合
- ・食物アレルギーでの呼吸器症状の疑いがある場合
- ・エピペンを使用した場合 など

救急隊員に示す書類

- ・学校生活管理指導表

※園児・児童・生徒への対応者とは別の人が
関係機関へ連絡

6 自然災害発生時の対応

1 地震発生時の対応

地震発生時は、当日及び翌日以降の給食提供について、教育委員会、学校給食センター、各学校・幼稚園、委託事業者で対応を協議する。協議の結果、給食提供を中止する場合には、教育委員会及び学校給食センターは、その旨各学校長・園長へ連絡し、各学校・幼稚園は直ちに園児・児童・生徒、必要に応じて保護者へ周知する。

【対応基準】

- ① 市（町）域内で震度5弱以上の揺れを観測したとき、東海地震注意情報が発表されたときなど、「災害警戒本部体制、災害対策本部」の設置時については、各ライフライン、学校給食センターの被災状況を踏まえ、当日及び翌日の給食提供について教育委員会、学校給食センター、各学校・幼稚園、委託事業者で対応を協議する。
- ② 市（町）域内で震度5弱以上の揺れを観測し、各学校・幼稚園が臨時休校・休園となった場合は、給食提供を中止する。

2 気象警報発令時の対応

台風接近時など、気象警報発令による休校・休園で、当日の給食提供が中止となる場合には、学校長・園長は直ちに学校給食センター及び教育委員会に連絡の上、対応を協議する。なお、園児・児童・生徒が登校・登園後に発令された場合は、気象状況等を考慮し、給食提供について対応することとする。

また、学校給食センターへの食材の納品や委託事業者の職員の確保が困難となった場合には、教育委員会と協議の上、代替食の提供若しくは給食提供を中止する。

《資料編》

緊 急

様式 1

給食事故報告書（速報）

年 月 日

- 学校給食における事故発生時には、直ちに富里市学校給食センターに電話連絡するとともに、本様式を F A X（0476-93-2572）宛て送信すること。

発生場所		
報告者		
発生日時		年 月 日（ ） 時 分
事故の発生状況	事故の内容	☐ 異物混入 ☐ 食中毒 ☐ アレルギー ☐ その他
	被害者数	教職員 名・園児児童生徒 名・その他（ ） 名 被害者なし
対応状況		

- ◆事故の発生場所、発生状況、発見者、症状等状況を詳細に記載すること。
◆事故の内容が異物混入の場合は、異物等現物をそのままに保存し、写真を撮ること。また、アレルギーの場合は、アレルギー対応マニュアルを参照し、対応すること。

〇〇市（町）教育委員会 宛

年 月 日

名 称
報 告 者

給 食 事 故 報 告 書

給食事故について、下記のとおり報告します。

発生日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
事故の内容・状況 ※写真等を添付 すること	☐ 異物混入 ☐ 食中毒 ☐ アレルギー ☐ その他
原因 ※詳細に記載すること。	
対応	保護者対応の有無 有 ・ 無
改善策 ※具体的に記入	

緊急事案発生時の初期対応

（１）報道機関への初期対応

事件・事故、職員の不祥事など、別表第１に記載する事案等が発生した場合、記者からの問合せが殺到します。対応した職員の適否の印象が、その後の報道トーンに影響を与えますので、細心の注意が必要です。

また、5W1H※が未確認の状況であっても、取材拒否の印象を与えず、取材協力の姿勢を示す必要があります。

※5W1H：When(いつ)・Where(どこで)・Who(だれが)・What(なにを)・Why(なぜ)・How(どのように)

（２）情報提供すべき範囲

事件・事故等の問合せに対応する際、提供してはならない情報や警察から取材規制の指示が出る場合がありますので、情報提供の可否の範囲については、あらかじめ整理しておく必要があります。

（３）緊急事案発生時の報道機関への初期対応ポイント

- ① 把握している内容が1Wだけであったとしても、そのことを説明しましょう。

<応答例>

○現時点（現段階）で把握していることは〇〇です。

※「この情報は今後変わることもあり得る」という前提が伝えられる。

※「前に説明した事と違うのではないか」という記者の批判を回避できる。

- ② 把握している内容がゼロの場合でも、取材は殺到します。

<応答例>

○わかり次第お伝えしますので、それまでお待ちください。

○すみませんが、30分後にもう一度ご連絡いただけませんか。何かわかることがあるかもしれませんので。

※「情報を隠蔽しているのでは？」という疑惑を与えない。

※「取材に誠意をもって対応している」という印象を与える。

③ 事故・災害の場合は、逆取材することも有効です。

<応答例>

○その情報は我々にはまだ入っていません。すみませんが、そちらで把握している情報を教えていただけませんか。

※ 事故や災害は、現場の通行人・市民が最初に情報を入手する。

※ SNS で瞬時に情報は拡散する。

※ 記者は「第一報を市に教えた」という自負を抱く。

別表第1 抜粋

エ 公共施設における事故

No	該当事項	基 準
1	施設利用者の死傷等	○ 市の管理責任が問われる場合 ○ 施設利用に影響が懸念され、休館等の措置等、注意喚起する必要がある場合
2	施設の破損・設備の故障	○ 市の管理責任が問われる場合 ○ 施設利用に影響が懸念され、休館等の措置等、注意喚起する必要がある場合
3	土壤汚染の発生	○ 基準値を超える有害物質が検出された場合
4	感染症・食中毒等の発生	○ 市民等への影響が懸念され、注意喚起する必要がある場合

学校給食関係機関連絡先一覧

名 称	電話番号	FAX 番号
富里小学校	0476-93-0006	0476-93-5180
富里第一小学校	0476-93-6881	0476-93-6928
富里南小学校	0476-93-1015	0476-93-1055
浩養小学校	0476-94-0951	0476-94-0594
日吉台小学校	0476-93-6369	0476-93-6364
根木名小学校	0476-92-0662	0476-92-0682
七栄小学校	0476-92-9070	0476-92-9071
富里中学校	0476-93-0012	0476-93-0017
富里北中学校	0476-93-9508	0476-93-9812
富里南中学校	0476-93-1171	0476-93-1269
富里幼稚園	0476-93-2387 (FAX 兼用)	
浩養幼稚園	0476-94-0054 (FAX 兼用)	
酒々井小学校	043-496-1041	043-496-4701
大室台小学校	043-496-5281	043-496-1008
酒々井中学校	043-496-1040	043-496-5712
富里市学校教育課	0476-93-7659	0476-92-1421
富里市学校給食センター	0476-93-2550	0476-93-2572
酒々井町学校教育課	043-496-1171	043-496-7541
富里市消防署	0476-92-1311	0476-93-8837
富里市消防署北分署	0476-91-0119	0476-91-0139
佐倉市八街市酒々井町消防組合 消防本部	043-481-0119	043-484-2502

佐倉市八街市酒々井町消防組合 酒々井消防署	043-497-0119	
印旛健康福祉センター（印旛保健所）	043-483-1133	043-486-2777
北総教育事務所指導室	043-483-1149	043-486-2919
千葉県教育庁保健体育課	043-223-4089	043-225-8419
成田警察署	0476-27-0110	
佐倉警察署	043-484-0110	

学 校 給 食 危 機 管 理 マ ニ ュ ア ル
令和7年9月発行
富里市教育部学校教育課（学校給食センター）
〒286-0211
千葉県富里市御料1092番地3
電話 0476-93-2550
E-mail : gakkyou-edu@city.tomisato.lg.jp

